

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場
不利益処分名	売買参加者の承認の取消し
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例
根 拠 条 項	第28条
連 絡 先	(電話 628 - 2759 )
処 分 基 準	<p>第28条 市長は、売買参加者が第26条第4項第1号又は第3号に該当することとなったとき、又は卸売業者の卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>第26条第4項  (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。  (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)